

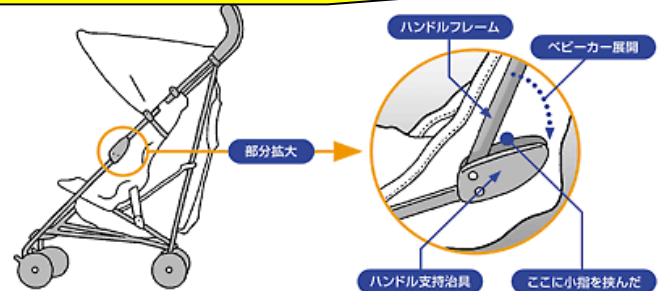
(平成20年3月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 特集 消費者危害情報

折りたたみ式ベビーカーの開閉時に乳幼児が手指を挟み、あわや切断

平成18年11月、折りたたみ式ベビーカーの開閉時に乳幼児が手指を挟み、あわや切断という事故が2件相次いで国民生活センターへ寄せられ、既に注意情報を公表していますが、現在販売されているベビーカーの多くは、携帯等の利便性を図るため折りたたみ式のものがほとんどであり、国民生活センターでは、下記のとおり消費者へ注意喚起しています。



・部分的に手指挟み防止のための安全対策を施したものがあるので、購入の際に参考にするとよいでしょう。

・開閉中は絶対に乳幼児にベビーカーを触れさせないようにしましょう。また、不意に折りたたまれる事故防止のため、組み立て後はロックがかかっていることを確認し、使用中もロックボタン等に触れないように注意しましょう。

商品テスト結果等の詳細は(独)国民生活センターホームページへ
http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20080306_1.html

入浴剤での転倒事故

入浴剤が入っているお風呂で滑って転倒し、怪我をしたという事故が寄せられています。事故を防ぐため、下記の点に注意しましょう。

- ・使用した入浴剤が滑りやすいと感じた場合は、他の入浴者にも注意を促しましょう。高齢者や子ども、妊娠中の方等は特に注意が必要です。
- ・使用方法に記載された量より多く入れると濃度が高くなり滑りやすくなります。
- ・製品によっては、浴槽や床などに入浴剤の成分が残る場合がありますので、念入りに掃除をしましょう。

事故情報等の詳細は(独)国民生活センターホームページへ
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20071226_1.html



< 募集案内 >

平成20年度消費生活モニターの募集は、5ページをご覧ください。
 京都市「くらしのみはりたい」の募集は、6ページをご覧ください。

電動リクライニングベッドの間に首を挟まれ、窒息死

平成19年12月、「4歳の息子が、電動リクライニングベッドのマットとヘッドガードの間に首を挟まれて窒息し死亡した。」との情報が寄せられ、国民生活センターは事故の概要等について第一報を同月に公表し、事故原因を調査し、平成20年2月、テスト結果を公表しています。

- 事故を防ぐため、下記の点に注意しましょう。
- ・使用していない時やベッドから離れる時は電源コードを抜きましょう。
- ・小さな子どもがいる家庭では、ベッドやリモコンで遊ばないように気をつけ、操作時は周囲の人や障害物に十分に気をつけましょう。

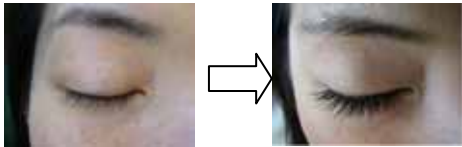
事故情報等の詳細は(独)国民生活センターのホームページへ
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080206_1.html

まつ毛を付けたら、まぶたが腫れて目が充血！(まつ毛エクステ危害)

まつ毛1本ずつに接着剤で人工のまつ毛を付けるまつ毛エクステーション(まつ毛エクステ)は、つけまつ毛よりも自然に仕上がるため流行していますが、**施術を受けてすぐに充血した。診察の結果、接着剤が原因と判明した。**

接着剤が目に入り、角膜炎とドライアイになった。
施術を受け結膜炎のように**目が赤くなり腫れた。**
施術を受けたが、**まぶたが痛みまつ毛の半分が損傷**を受けた。

などの**相談が全国的に増加**し、東京都から情報提供がありました。
施術前 施術後



増加の原因としては、まつ毛エクステは法的規制がなく誰でも行うことができるため店舗数が急増し、それに伴い、施術水準の低い店舗が増加していること、まつ毛エクステに使用される接着剤は、配合成分に関する表示に法的義務がないため成分不明のものが多くあり、目に入った場合やアレルギーに対する対応がされないこと等が考えられます。

増加していること、まつ毛エクステに使用される接着剤は、配合成分に関する表示に法的義務がないため成分不明のものが多くあり、目に入った場合やアレルギーに対する対応がされないこと等が考えられます。

- ・まつ毛エクステは、よく考えてから行いましょう。
- ・まつ毛エクステ用の接着剤の成分を施術者に確認しましょう。
- ・まつ毛エクステ用の接着剤が目に入った場合は直ちに対処しましょう。

情報提供 東京都生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課商品事故分析係

2 製品事故に関する情報

哺乳瓶消毒バッグに関する注意喚起(新着)

育児用品の(株)ピジョンが製造・販売した哺乳瓶消毒バッグ「電子レンジスチーム消毒バッグ 出し入れ簡単」が、電子レンジ加熱中に破裂し、やけどなどの事故や不具合が発生したため、商品を回収しています。

詳しくは(独)国民生活センターのホームページへ
http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080229_5.html

家庭用生ごみ処理機に関する注意喚起（新着）

（株）ヤンマー農機が、平成11年5月から平成13年5月までの間に製造した家庭用生ごみ処理機（屋外設置型 形式名：Re5, Re6, 製造番号：100001～107790, 100001～103715）において、処理槽底部に穴が開き、漏れた内容物によりヒーターが劣化した場合、ごく稀に発煙・発火するおそれがある事が判明したため、無料で点検・修理しています。

詳しくは（独）国民生活センターのホームページへ

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080305_1.html

電気暖房器具に関する注意喚起（新着）

（株）松下電工及び（株）松下電器が2003年から2006年までに製造した電気暖房器具「デスクヒーター」（対象品番：DR2456, DC-2456P, DC-PD1）の一部の機種で、内部に配線されたヒーター線が異常過熱し、発煙・発火に至る可能性があることが判明し、代替品と無料交換しています。

詳しくは（独）国民生活センターのホームページへ

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080306_4.html

3 相談の概要

平成19年4月から平成19年12月の相談件数は5,725件で、前年同時期(6,202件)と比べ7.7%減少！

依然として被害が多い不当請求・架空請求！

多重債務専用ダイヤル設置(平成19年12月3日から)等、相談事業の充実により、フリーローン・サラ金に関する相談が増加！

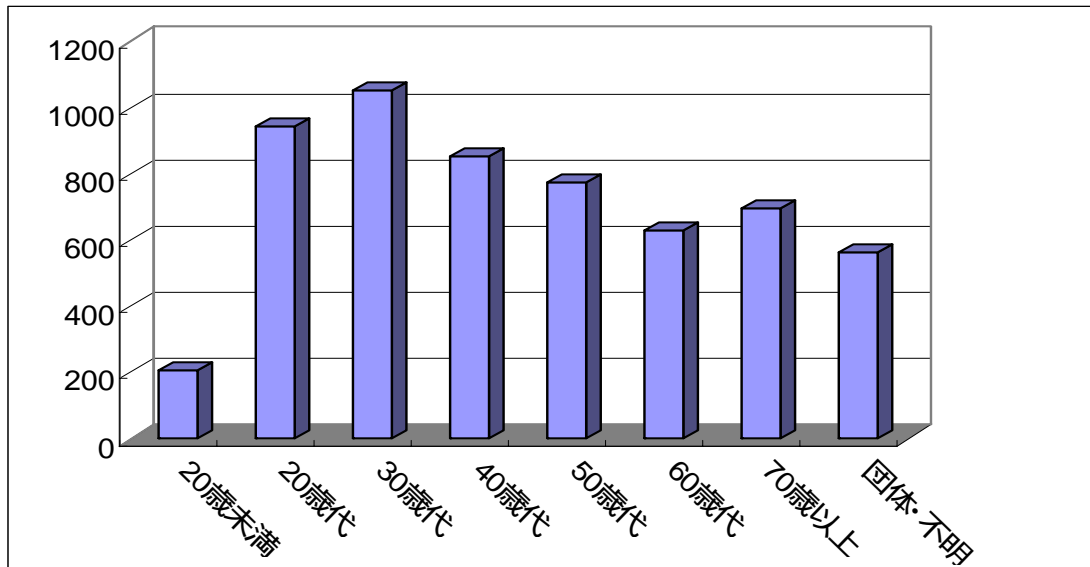
相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,432	25.0%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
賃貸住宅	446	7.8%	敷金返還トラブルなど
教室・講座	283	4.9%	英会話教室
フリーローン・サラ金	193	3.4%	多重債務など
文具・事務用品	166	2.9%	電話機類, パソコン機器類
電報・電話	148	2.6%	通話料, パケット料金
生命保険	139	2.4%	契約・保険金支払いトラブル
書籍・印刷物	129	2.3%	新聞, 同窓会名簿, 紳士録
家屋修繕工事	107	1.9%	屋根, 床下工事, 設備工事
理美容	105	1.8%	エステサービスなど
その他	2,577	45.0%	
合計	5,725	100.0%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	208	943	1,055	853	773	632	699	562	5,725
構成比	3.6%	16.5%	18.4%	14.9%	13.5%	11.0%	12.2%	9.8%	100%



4 トピックス

「個人情報」を口実にした不当請求にご注意を！

(事例)

業者から「あなたの個人情報が漏えいしているのです、その情報を消去するのにお金がかかる。費用を支払ってほしい。」といった電話が繰り返しかかってくる。どう対処すべきか。情報消去料を支払えば電話はかかってこないようになるのか。

このような場合は、正当な請求とは考えられませんから、絶対に金銭を支払わないようにしてください。執拗に何度も電話がかかり、脅迫的な請求があった場合は、警察へ通報してください。

個人情報の保護に関する法律によれば、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならないことや、個人情報の取得に当たっては、その利用目的を公表したり本人に通知したりする義務があること、更に、その業者に自身の個人情報を開示させ、訂正させ、又は利用を停止するよ

う請求ができることになっています。

不当な請求や個人情報の保護等について不審な点や疑問があれば，市民総合相談課（256-0800）へご相談ください。

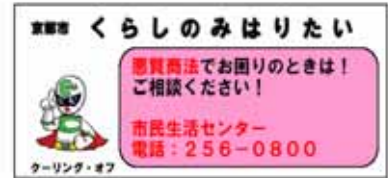
5 お知らせ

平成20年度消費生活モニターの募集について

京都市では，悪質商法や広告，表示等の消費生活に関する意識調査に協力し，「京都市暮らしのみはりたい」の一員として，地域において，近隣の高齢者等が消費者被害にあわないために見守りを行っていただく，平成20年度消費生活モニターを募集しています。

- 1 募集人数 80名
- 2 任期 平成20年4月1日～平成21年3月31日（1年間）
- 3 活動内容等
 - ・悪質商法や広告，表示等消費生活に関する意識調査への回答。
 - ・近隣の高齢者等の消費者被害拡大防止のために，「目配り」，「気配り」，「声かけ」による見守り。
 - ・本市から，最新の消費生活情報を送付します。（月1回程度）意識調査及び消費生活情報の送付は，原則として電子メールまたはFAXで行います。
なお，メールアドレスは固定メールアドレスのみ可とします。（フリーメール，携帯電話のメールアドレスは不可）。
 - ・謝礼はありません。
- 4 応募条件 京都市内在住の20歳以上の方で，原則として電子メール又はFAXでの意識調査，情報提供が可能な方
- 5 応募方法 裏面にあります。
- 6 応募締切 平成20年3月26日（水）必着
応募者多数の場合は抽選となります。
- 7 応募先 市民総合相談課（裏面にあります。）
* 電子メールで応募の場合（下記の送信フォームをご利用ください）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000030838.html>



京都市くらしのみはりたい大募集！

高齢者等に対する悪質商法被害の救済，拡大防止のために，身近な地域において，日常生活の中での「目配り」，「気配り」による見守りを行い，市民総合相談課への相談を奨励するボランティア「くらしのみはりたい」を募集しています。

登録者には「くらしのみはりたい」ステッカーを交付します。本市からは最新の消費生活情報を電子メール又はFAXで提供します。

報酬はありません。

- 1 応募条件 京都市内在住もしくは京都市内へ通勤，通学の20歳以上の方
- 2 応募方法 下記のとおり

「消費生活モニター」，「京都市くらしのみはりたい」の応募方法，応募先

応募方法 郵便番号 住所 氏名（フリガナも） 年齢 電話番号 固定メールアドレス（フリーメールや携帯電話のメールアドレスは不可）又はFAX番号を明記し，電子メールかFAXにて，下記の宛先までお申し込みください。

応募先 京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課
〒604 - 8186 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル
西館4階（市民生活センター）
TEL: 256 - 1110 , FAX: 256 - 0801
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民総合相談課 256 - 0800（消費生活相談専用）
256 - 3160（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後4時
京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F
市民生活センター
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html
をご覧ください。

* 週末の相談は，消費生活週末（土日）電話相談へ：
257 - 9002 午前10時～午後4時

